

猪苗代湖将来の在り方検討業務委託
仕様書

1 業務委託の名称

猪苗代湖将来の在り方検討業務

2 業務の目的

近年、猪苗代湖は湖水の中性化に伴い猪苗代湖特有の自然浄化機能が低下し、CODが上昇するなど水質悪化の傾向がある。一方、中性化した猪苗代湖は、生態系が豊かになり、猪苗代湖の北部を中心に湿地帯が広がっている。令和7年7月15日には、猪苗代湖がラムサール条約湿地として登録された。猪苗代湖流域における今後の政策を考えていく中で、流域の水質・湿地等の環境保全に加え、ワイズユースを進めていくことが求められる。このため、学識経験者、民間事業者、行政機関で課題を共有し、これまでの先行事例や環境保全対策を踏まえ、猪苗代湖の将来の在り方について検討すること（以下、本検討業務）を目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

（1）既存資料の収集・整理

国内外の関連文献、猪苗代湖流域（主に猪苗代町、会津若松市、郡山市、北塩原村）に関わる基礎資料、過去の各種調査資料など、今後の施策の方向性や猪苗代湖流域の将来の在り方を検討する上で必要となる以下のア～キに関して言及する資料の収集・整理を行う。なお、整理方法は、「別紙、収集リスト及び文献レビュー様式案（任意様式）」のとおりとする。

収集対象となる資料は、以下1)~6)に準ずる形式の資料とし、資料数は合計45程度とする。原則、西暦1990年以降に発行または調査された資料を対象とする。また、既存資料が存在しない場合または県担当者との協議のもとで必要と判断された場合、本検討業務に関わる主要な関係者（対象地域で活動する行政・団体など）を対象にヒアリング形式で情報収集を行い、そのヒアリング結果をもって資料とみなす。

【収集対象】

- ア 国内外の湖沼における将来ビジョン
- イ 国内外の湖沼における利活用
- ウ 国内外の湖沼における生態系サービス
- エ 国内外の湖沼における保全活動

オ エにおける人材育成

カ 猪苗代湖流域における将来ビジョン

キ 猪苗代湖流域および周辺における生態系（植物、魚類等）に関する資料

【資料の形式】

- 1) 学術雑誌の論文（20 報程度）
- 2) 書籍（10 冊程度）
- 3) 大学等の調査研究機関の研究報告（5 報程度）
- 4) 行政機関の報告書等（5 編程度）
- 5) 研究発表会資料（5 報程度）
- 6) その他資料

（2）ワークショップの運営・開催補助業務

ワークショップによる合意形成等に詳しい有識者、民間事業者、行政機関が地域の抱える課題について情報を共有し、猪苗代湖流域における将来の在り方の検討および今後の活動を担う人材育成について議論・検討を行う場として県が設置する『猪苗代湖流域における将来の在り方検討ワークショップ（以下、「ワークショップ」という。）』の運営・開催補助業務を行う。

ワークショップの構成員は 5 名程度とし、ワークショップは猪苗代湖流域（猪苗代町、会津若松市、郡山市、北塩原村を想定）周辺で 2 回開催する。受託者は福島県の指示に従い、開催案内、会場の確保、会場の運営・設備の設置（案内看板、マイクセット）、資料の作成・印刷・配布、委員や関係機関への発表資料作成依頼、議事録及び議事概要の作成、お茶（発注元の県職員分は除く）等の手配等を行う。

また、ワークショップ開催に際し、ワークショップの会議場までの交通費・日当・謝金等の費用に関し、受託者は支払い及び必要な手配、調整等を行う。

ワークショップ構成員（案）

- ・有識者 2 名程度（国内の有識者を想定）
- ・猪苗代湖流域における活動団体・民間事業者、または、活動・事業を計画している活動団体・民間事業者 3 名程度

※上記から 1 名、とりまとめ役であるリーダーを選出予定。

※なお、上記に加え、オブザーバーとして行政機関の職員 6 名程度（福島県 2 名程度、流域市町村 4 名程度）を参加させる場合がある。

（3）ワークショップ資料の作成

（2）のワークショップでの議論・検討を促進するため、下記のテーマに関係する文献調査（（1）にて受託者が収集・整理した施策・調査研究成果を含む）の概要をワークショップ資料としてとりまとめる。

ア 猪苗代湖流域における将来の在り方の検討

イ 人材育成（猪苗代湖流域における保全活動・事業を行う担い手）について

(4) とりまとめ

(1) の整理結果、(2)、(3) ワークショップでの結果・資料を含め、本業務の成果を報告書としてとりまとめる。報告書のとりまとめに当たっては、当該業務の目的を十分に把握し、ワークショップにおける構成員の意見を反映したものとする。

(5) 業務打合せ

受託者は、本業務の期間内において、県との間で適宜打合せを行うものとする。

6 成果品の提出

本委託業の成果品を報告書として、次のとおり納入する。

- (1) 調査報告書 (A4 版) 2 部
- (2) 電子データ (DVD-R 等に納入) 1 部

7 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたり必要な事項について、受託者の責任のもとで充足すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じた場合には、その都度、県と受託者が協議して定めるものとする。

別紙、収集文献リスト及び文献レビュー様式案（任意様式）

収集文献リスト 【論文】

No.	著者	年	タイトル	雑誌名	Vol.	pp.
1						
2						
3						

⋮

収集文献リスト 【図書】

No	著者	年	タイトル	出版社	総ページ 又は 該当ページ
1					
2					
3					

⋮

収集文献リスト 【研究報告】

No	著者	年	タイトル	報告書名	vol.	pp.
1						
2						
3						

⋮

収集文献リスト 【報告書】

No	著者	年	タイトル	総ページ 又は 該当ページ
1				
2				
3				

⋮

収集文献リスト 【発表会、講演会資料】

No	著者	年	タイトル	講演会資料	編集	pp.	開催場所
1							
2							
3							

⋮

文献レビュー様式案

タイトル	
著者	
背景・目的	
方法	
結果と考察	
今後の展開・活用	